

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 農林水産省 ）

制 度 名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度の見直し（①農協関係）		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (－ 百万円)

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
		政 策 の 達 成 目 標	金融機関の自己資本の質の向上を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間 中 の 達 成 目 標	恒久措置とする ----- (政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	なし
		要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	現在、借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合に50%の損金算入規定を適用している会社を対象となるため、金融機関を中心として適用が行われる見込みである。
	有 効 性	要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、金融機関が貸倒引当金に関して計上している繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の質の向上につながる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	相 当 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	本要望は、貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえたものとするものであり、実態に応じた課税上の取り扱いを行うものであることから、適切な課税の見地からも理解を得られる措置である。また、金融機関の自己資本の質の向上を通じて、政策目的である金融システムの安定確保に資するものである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	なし
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	なし
	前回要望時の達成目標	なし
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
これまでの要望経緯		平成 15 年度改正から要望している。